

(另行系氏)

## 環境文化保健福祉委員会陳情一覧表

○継続分 6 件

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見		執行機関に 対する措置	
							意	見	送付	回答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなぐ場 合の期間の延長につ いて							
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について							
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について							
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について							
陳情第140号 (22.1.21)	岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内 障害者の生活と権利を 守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内 障害者の生活と権利を 守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	心身障害者医療費公費 助成制度の改善を求 めることについて							
陳情第158号 (22.5.20)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋	重度心身障害者医療費 助成低所得Ⅰ、Ⅱの自 己負担軽減措置の平成 23年7月からの継続を 求めることについて							

(別紙)

## 環境文化保健福祉委員會陳情一覽表

○新規分 2 件

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会						執行機関に対する措置 送付	回答
	受 理 番 号 (受理年月日)	提 出 者	要 旨	紹介議員	採 否	委 員 会 の 意 見		
陳情第163号 (22.9.6)	岡山市北区春日町4-26 岡山県保育団体連絡会 会長 日垣ひろみ	保育制度改革に関する 意見書提出を求めるこ とについて						
陳情第168号 (22.9.8)	岡山市北区下伊福西町 1-53 岡山県社会保障推進協 議会 会長 岩間一雄	国民健康保険につ いて						

# 環境文化保健福祉委員会資料

1. 陳情（継続分6件、新規分2件）について ..... P. 1
2. 「総合特区制度」に係る提案の提出について ..... 別 紙
3. 岡山県感染症予防計画及び岡山県結核予防計画の一部改正  
について ..... P. 11

平成22年9月22日  
保 健 福 祉 部

環境文化保健福祉委員会 陳情一覧表

○継続分 陳情 6件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	採否	委員会の意見
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下富夫	公的年金の未加入期間を国民年金でつなぐ場合の期間の延長に関するこ とについて		
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福 281-5 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実 について		
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方 2-13-1 N P O 法人岡山 県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策につ いて		
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方 2-13-1 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策につ いて		
陳情第140号 (22.1.21)	岡山市北区関西 町3-11 障害者の生活と 権利を守る岡山 県連絡協議会 会長 吉田裕美	心身障害者医療費公費助成制度の改 善を求めるこについて		
陳情第158号 (22.5.20)	岡山市北区南方 2-13-1 N P O 法人岡山 県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	重度心身障害者医療費助成低所得I. IIの自己負担軽減措置の平成23年7 月からの継続を求めるこについて		

○新規分 陳情 2件

受 理 番 号 (受理年月日)	提 出 者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第163号 (22.9.6)	岡山市北区春日 町4-26 岡山県保育団体 連絡会 会長 日垣ひろみ	保育制度改革に関する意見書提出を 求めることについて		
陳情第168号 (22.9.8)	岡山市北区下伊 福西町1-53 岡山県社会保障 推進協議会 会長 岩間一雄	国民健康保険に関することについて		

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなぐ場 合の期間の延長に関す ることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

公的年金の未加入期間は、国民年金によってつなげるのは2カ年以内となっているが、5年程度に幅を広げてほしい。

(陳情理由)

数年余り前は企業不振が相次ぎ、リストラ等で職を失い、次の職探しに必死になっているうちに、知らぬ

間に2年以上経過しているという人たちが多くいる。

現在未加入期間が2年より長くても、5年程度は国民年金でつなげるように、社会保険の法令を改訂していただきたい。

国民年金に加入しない人も多い中、加入して未加入期間をなくしたい人には、ぜひ希望をかなえるように法令の改訂を急ぎお願いしたい。国への上申を早急に願いたい。県議会で審議が遅れないようにしていただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

国民年金保険料の未納への対応については、年金制度を運営する国において検討がなされているところであり、その動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課)

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情 第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

難病相談・支援センター事業を充実したものにしていただきたい。

(陳情理由)

1 患者会への支援

今までの支援と、今後どのように患者会と連携を持ちながら支援をする計画か。

2 専門的なネットワークが機能するセンター

各保健所の事業との連携で、どのような役割を担っているか不透明。

また、特に地域ネットのある保健師との連携をとて継続的なケアを続けてほしい。

3 関係機関との連絡調整

特に医療とは切り離せない現状なので、医療システムの不満など、具体的に改善の方向で医療機関との調整をより進めてほしい。

4 出前医療相談の実施

遠隔地にいる患者の生の声を聞いて、センターとしての必要に応じた対応を切に望む。

執行部意見

(保健福祉部)

難病相談・支援センター事業については、従来から岡山県難病団体連絡協議会の代表が参加する運営協議会及び患者会・センター・県の三者による意見交換会において、事業内容を協議し、患者ニーズを踏まえながら、相談・支援など事業の充実に努めているところである。

また、平成21年度から、患者団体をはじめ経済団体や関係行政機関を構成員とした「難病患者就労支援ネットワーク会議」を開催するとともに、難病患者の就労意識調査結果に基づき、企業側への難病に対する正しい理解の普及啓発に努めるなど、就労支援事業を積極的に推進している。

さらに、県北地域での相談体制の整備として、平成21年度から奇数月の第3水曜日に美作保健所において出張相談を実施しているところである。

(医薬安全課)

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置		
						送付	回答	
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型インフルエンザ公費助成と対策について						

### [陳情の内容]

#### (陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。残念ながら、沖縄県在住者の透析患者で、続いて18日には神戸市においても同様に透析患者であった。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に腎臓病（透析患者）を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まつても、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町、勝央町においてすでに公費助成が実施されている。

#### 執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、2月19日に国の厚生科学審議会予防接種部会から「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」がなされ、その中で、現在予防接種法において対象となっていない肺炎球菌ワクチン等については、更に議論が必要とされており、国の厚生科学審議会予防接種部会において議論されているところであるが、国に対して早急に結論を出し、予防接種法の対象となった場合には十分な財源を確保するよう要望しているところである。

新型インフルエンザワクチン接種は、昨年度国が実施主体となり実施されており、接種費用の負担軽減についても、国において低所得者に対して制度が設けられ県として必要な対応をしたところである。なお、本年度についても、同様な対応を行う予定である。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、これまで情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしてきたところである。なお、本年度は十分な量が確保される見込みである。

タミフル等の備蓄については、国の備蓄目標量（全人口の4.5%分）における岡山県分（38万3,700人分）の備蓄を平成21年度に完了したところである。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないよう、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康推進課、医薬安全課)

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置
						送付
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型インフルエンザ公費助成と対策について				

### [陳情の内容]

#### (陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。続いて現在では10名の死者が発生している。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に透析患者、難病患者を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まつても、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町など5町においてすでに公費助成が実施されている。

#### 執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、2月19日に国の厚生科学審議会予防接種部会から「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」がなされ、その中で、現在予防接種法において対象となっていない肺炎球菌ワクチン等については、更に議論が必要とされており、国の厚生科学審議会予防接種部会において議論されているところであるが、国に対して早急に結論を出し、予防接種法の対象となった場合には十分な財源を確保するよう要望しているところである。

新型インフルエンザワクチン接種は、昨年度国が実施主体となり実施されており、接種費用の負担軽減についても、国において低所得者に対して制度が設けられ県として必要な対応をしたところである。なお、本年度についても、同様な対応を行う予定である。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、これまで情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしてきたところである。なお、本年度は十分な量が確保される見込みである。

タミフル等の備蓄については、国の備蓄目標量（全人口の45%分）における岡山県分（38万3,700人分）の備蓄を平成21年度に完了したところである。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないよう、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康推進課、医薬安全課)

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第140号 (22.1.21)	岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内 障害者の生活と権利を 守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	心身障害者医療費公費 助成制度の改善を求める ことについて					

### [陳情の内容]

#### (陳情趣旨)

岡山県心身障害者医療費公費負担制度が、障害者自立支援法と連動して制度維持のためと応益負担が導入されて以来、基礎年金だけで暮らす障害者は、日常のちょっとした病気には医者にかからず重篤な状況になってかかるため、命の危機や後遺症が残るなど一層の困難を負わされている。また、歯科にかかると使える歯を抜歯して歯科に通院しなくとも済むようにするなど、お金がないことから悲しく、つらい対応をせざるを得ないところに追い込まれている。2009年7月に激変緩和措置が復活したとはいえるこの状況に何ら変わりはない。

2010年1月7日、国（厚生労働省）と障害者自立支援法訴訟団との間で、基本合意が行われ、この中でも、「障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基

本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」と応益負担を伴う福祉施策は是正するとした。

全国でも最低レベルの岡山県の心身障害者医療費公費負担制度を、今議会で、1日も早く重度障害児者が早期に安心して医療診察・治療を受けられるようにするため、自己負担のない心身障害者医療費公費負担制度に改正していただくよう陳情する。

#### (陳情事項)

- 1 岡山県心身障害者医療費公費負担制度の自己負担分を原則無料化していただきたい。当面非課税世帯の低所得者Ⅰ・Ⅱの利用料を無料化していただきたい。
- 2 65歳以後に障害者になった人もこの制度の対象にしていただきたい。

### 執行部意見

(保健福祉部)

- 1 心身障害者医療費公費負担制度については、給付と負担の公平を図り、持続可能な制度となるよう見直したものであり、所得の低い方々に対しては、負担限度額を低く設定したうえで、平成23年6月までの間、負担上限額を半額とする特別措置を実施中である。
- 2 65歳未満で障害認定を受けた方は、就労可能な時期に十分な就労機会が得られず、一定の収入やそれに伴う年金などを得られる機会が少なかった可能性が考えられる。このため、その経済的支援に配慮して、心身障害者医療費公費負担制度の対象とし、障害のある方の医療費の負担を軽減する制度としているところである。

(障害福祉課)

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第158号 (22.5.20)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	重度心身障害者医療費助成低所得Ⅰ、Ⅱの自己負担軽減措置の平成23年7月からの継続を求ることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

平成21年7月より2年間の経済対策措置として、低所得者Ⅰ、Ⅱについては、自己負担が軽減されている。軽減措置の継続を実施していただきたい。

(陳情理由)

経済情勢の改善は見られず、いまだ厳しい状況の中で生活をしている。特に低所得者にとっては厳しい状況である。引き続き、平成23年度7月からの軽減措置を実施していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

心身障害者医療費公費負担制度については、平成18年度の制度見直しによる自己負担導入時から、所得の低い方に対しては他の所得区分の方より自己負担限度額を低く設定し医療機会の確保に努めているところであり、また、自己負担限度額を半額にする措置は、現下の厳しい社会・経済情勢の中、所得の低い方への特別な配慮として医療費負担の軽減により生活支援を行うため、平成21年7月から2年間に限定して実施しているものである。

(障害福祉課)

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会		紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨				送付	回答
陳情第163号 (22.9.6)	岡山市北区春日町4-26 岡山県保育団体連絡会 会長 日垣ひろみ	保育制度改革に関する意見書提出を求めることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

国に対して、保育制度改革に関する意見書を提出していただきたい。

(陳情理由)

現在、国において検討されている新たな保育制度改革＝「子ども・子育て新システム」は、すべての子供に切れ目のないサービスを保障しながら、市場原理による保育サービス産業や直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度をモデルにした保育制度改革に加えて幼保一体化や最低基準の地方条例化まで、十分な論議もないまま強引に進めようとしている。

現行保育制度は、国と地方自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子供の保育を受ける権利を保障してきた。しかし、現在検討されている国の制度改

革の方向は、国の責任を市町村にゆだねるだけでなく、児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。あわせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所を一体化することに対して拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こす。

子供の貧困や子育て困難が広がり、急速な少子化の進行にもかかわらず都市部では保育所の待機児童が急増しており、過疎地で保育の場の確保が困難になっている。今必要なことは、国と自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子供に質の高い保育を保障するための保育制度の拡充である。

については、貴議会より国に対して、保育制度改革に関する意見書を採択していただくよう陳情する。

執行部意見

(保健福祉部)

「子ども・子育て新システム」について、基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）では、23年通常国会に法案提出、25年度の施行を目指すとされているが、現時点で明らかになっているのは、政府の推進体制・財源の一元化、基礎自治体（市町村）重視、幼稚園・保育所の一体化等についての基本的な考え方であり、その詳細な内容は示されていない。

本県としては、「子ども・子育て新システム」の具体的な制度の構築に当たっては、地方公共団体と十分な協議を行い、少子化対策として効果的な制度とするよう、既に国に対し提案を行っているところであるが、地域主権の理念の下、国と地方の役割分担を明確にした上で、子ども・子育て世代を社会全体で支援すべきとの観点から、今後とも、国の動向を見守り、必要な意見を述べまいりたい。

(子ども未来課・教育庁指導課)

付託委員会名	環境文化保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第168号 (22.9.8)	岡山市北区下伊福西町 1-53 岡山県社会保障推進協議会 会長 岩間一雄	国民健康保険に関する ことについて					

[陳情の内容]

(陳情理由)

社会保障制度の根幹をなす国民健康保険制度は、危機に瀕している。国保財政の危機深刻化は進み、その片方で、あまりにも高すぎる保険料のため、不安定な若年労働者や仕事を失った中高年労働者を中心に滞納者や無保険者、保険証を持たない国民が多数生まれている。この国民健康保険の危機の根本には国が、社会保険費の抑制のため国庫負担金を減らし続けたことがある。

こうした中で、新たな高齢者医療制度の変更や国保の広域化、県単位での一元化などが議論されている。しかし、この議論は、ますます、国の責任を曖昧にし、危機をより深刻にさせることにつながる。私たちは、憲法25条の生存権がだれにでも保障されるよう国が責任を持つべきだと考える。

については、下記の事項について国及び関係機関に意見を上げていただくよう陳情する。

(陳情事項)

1 現行国保制度について

- (1)国庫負担をふやし、高すぎる国保科（税）を引き下げるこ。
- (2)短期保険証や資格証明書の発行は直ちにやめること。
- (3)国保法44条の適応範囲を広げ、患者の窓口負担を軽減すること。

2 国保の広域化について

- (1)保険者の責任をあいまいにする国保の広域化はやめること。
- (2)拙速な議論で結論を出すのではなく、十分、国民的な議論を行うこと。

執行部意見

(保健福祉部)

1 国民健康保険(国保)は、被保険者の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、保険料(税)の収納確保は、制度の維持や被保険者間の負担の公平を図る観点から必要不可欠である。資格証明書等は、長期にわたり保険料(税)を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものである。低所得者に対しては、世帯の所得に応じて保険料(税)を軽減しており、軽減分については、公費で補填している。

なお、一部負担金の減免等については、市町村の判断により実施されている。

2 新たな高齢者医療制度のあり方は、医療保険制度全体に影響を及ぼすものであることから、十分な議論を尽くすべきであり、国民皆保険を守り、持続可能な制度とするため、国の役割と財政責任を明確に示さなければならないと考えている。県としては、国に対し、その旨を提案しているところである。

(長寿社会課)